

# グラウンド・ゴルフ

ゴルフをアレンジしたスポーツで、クラブでボールを打ち、ボールがホールポストに入るまでの打数の少なさを競う競技。

## 〔コースのご案内〕

◇16ホールラウンド（所要時間目安：約1時間）

## 〔注意事項〕

### ■チームについて

3人程度でチームを組んでコースを回ります。

※特別な配慮が必要な場合は、受付でお申し出ください。

### ■審判について

チームに1人、審判（埼玉県グラウンド・ゴルフ協会）が付き、コースと一緒に回ります。審判は、用具の貸出や競技の進行、スコアカードの記入等を行いますので、審判の指示に従ってください。また、競技について分からないことがあれば遠慮なく聞いてください。

### ■ルールについて

「プレー規則」は、（公）日本グラウンド・ゴルフ協会ルールブック2021を採用します。また、今大会のみのルールとして「大会細則」を定めて行います。

## ◇プレー規則◇

### 第1章 エチケット

第1条 プレーヤーは、自分のプレーが終わったら、すみやかに次のプレーヤーの妨げにならない場所に行く。

第2条 プレーヤーは、同伴のプレーヤーが打つときには、話したり、ホールやホールポストの近くやうしろに立たない。また、自分たちの前に行く組が終了するまで、ボールを打たない。

第3条 プレーヤーは、自分の作った穴や足跡を直して行く。

## 第2章 ゲームに関するルール

### 第4条 ゲーム

ゲームは、所定のボールをきめられた打順にしたがってスタートマットから打ち始め、ホールポスト内に静止した状態「トマリ」までの打数を数えるものである。

### 第5条 用具

クラブ、ボール、ホールポスト、スタートマットは定められたものを使用しなければならない。

### 第6条 ゲーム中の打球練習

プレーヤーは、ゲーム中いかなる打球練習も行ってはならない。本条の反則は1打付加する。

### 第7条 援助

プレーヤーは、打つとき足場を板などで作ったり、人に支えてもらったりするなど、物的・人的な援助やアドバイス、あるいは風雨からの防護を求めたり、受けたりしてプレーしてはならない。本条の反則は1打付加する。

(大会細則第4条に除外規定あり)

### 第8条 ボールはあるがままの状態プレー

プレーヤーは、打ったボールが長い草や木のしげみなどの中に入ったとき、ボールの所在と自己のボールであることを確かめる限度においてのみ、これらのものにふれることができる。草を刈ったり、木の枝を折ったりしてプレーしてはならない。本条の反則は1打付加する。

### 第9条 ボールの打ち方

プレーヤーは、ボールを打つときはクラブのヘッドで正しく打ち、押し出したりかき寄せたりしない。本条の反則は1打付加する。ただし、から振りの場合は打数に数えない。

### 第10条 紛失ボールとアウトボール

プレーヤーは、打ったボールが紛失したり、コース外に出たときは1打付加し、ホールポストに近寄らないで、プレー可能な箇所にボールを置き、次の打を行わなければならない。

### 第11条 プレーの妨げになるボール

プレーヤーは、プレーの妨げになるボールを、一時的に取り除くことを要求することができる。取り除くのは、ボールの持ち主であり、その際ホールポストに対して、ボールの後方

にマークをして取り除かなければならない。

**第12条 他のプレーヤーのボールに当たったとき**

プレーヤーは、打ったボールが他のプレーヤーのボールに当たったときは、そのままボールの止まった位置からプレーを続ける。当てられたプレーヤーはもとの位置にボールをもどさなければならない。

**第13条 止まったボールが風によって動いたとき**

プレーヤーは、打ったボールが動いている間は、ボールを打ってはならない。風によってボールが動いたときは、静止した場所からプレーをし、動いてホールポストに入った場合はトマリとする。

**第14条 第1打がホールポストに入ったとき**

プレーヤーは、打ったボールが1打目でトマリになったとき（ホールインワン）は、合計打数から1回につき3打差し引いて計算する。

**第15条 ゲーム中の判定**

ゲーム中の判定はプレーヤー自身が行う。ただし、判定が困難な場合は同伴プレーヤーの同意を求める。

**第16条 標準コース**

標準コースは、50m、30m、25m、15m各2ホールの合計8ホールで構成する。

◇大会細則◇

**第1条** 打数の少ない方を勝者とする。

**第2条** 打数は同行する審判の指示に従う。

**第3条** スコアカードの記入は、同行する審判が行う。

**第4条** プレーに必要な介助については、適宜行えるものとする。

**第5条** コースは、8ホールおよび16ホールの2種類とし、全長は、障害者の障害の状況に応じて構成するものとする。

**第6条** 1ホールの打数は、5打までとする。